

【桑名市 居宅介護支援事業に関するQ&A 令和元年9月13日版】

	ご質問	回答
1	<p>居宅サービス計画の期間の延長について、居宅サービス計画書の第1表に「短期目標は状態に即していれば継続とします。なお現在の計画書に変更がない限りは次回更新まで現計画を継続します。」等の文言を記載すればご利用者の認定期間中、継続することができるか？</p>	<p>居宅サービス計画書の第1表に左記の記載をして居宅サービス計画を認定期間を通して継続することは、適切ではありません。 計画に位置付けられた期間の終了に合わせて、評価・アセスメントを行い、計画を作成して利用者に説明し、同意を得てください。</p>
2	<p>目標期間の延長に係るケアプランの軽微な変更について、居宅サービス計画の目標期間の延長は「軽微な変更」に当たるため指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条の第三号から第十二号までの業務を行わなくてもよいのか？</p>	<p>目標期間の延長に係る軽微な変更については一律に有効期間切れの延長が該当するものではありません。 居宅サービス計画は計画的に支援・評価を行うため長期及び短期の目標を設定するよう定められており、長期間の漫然とした支援が行われることを防ぐ目的もあります。目標は期間中の達成が見込める内容を設定する必要があります。従って目標の期間満了時に評価を行い、新たにケアプランを作成して利用者に説明を行い、同意を得る必要があります。</p>